

## 1 社随意契約する理由

工 事 名	<p>特下朝修第3-10号 朝日浄化センター 2系No.3 No.4 曝気装置分解整備工事</p>
1 社随意契約する理由	<p>村上市財務規則第133条第3項第2号（性質・目的）の規定による。</p> <p>この分解整備工事は、朝日浄化センター内に設置されているスクリー型曝気装置（以下、曝気装置）の各消耗部品・電動機の交換、運転調整及び分解整備工事である。</p> <p>曝気装置は酸素を供給すると共に活性汚泥と流入汚水を混合攪拌し、流速を与えて槽内を循環させて汚泥が沈殿しないようにする装置であり、汚水浄化処理工程には必要不可欠な装置である。</p> <p>本工事は曝気装置全体の調整が必要になり、当浄化センターの曝気装置の仕様と機能を熟知した導入・設置業者でなければ、施工は不可能である。</p> <p>下記業者は曝気攪拌装置の導入・設置業者であることや、当浄化センター内の重要機器の製造・修繕工事等を数々手掛け現地を熟知し、水処理機器全体の調整が可能であることから、下記業者と1社随意契約することとしたい。</p>
随意契約の相手方	<p>新潟市中央区新光町16-4 荏原新潟ビル 水ingエンジニアリング 株式会社 新潟営業所 所 長 赤根 年樹</p>